



30江監第779号

平成31年4月15日

江東区長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	秋 田 茂 夫
同	釧 先 美 彦
同	鈴 木 清 人

平成30年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 平成30年度財政援助団体等監査報告書

## 第 1 監査の範囲

### 1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

平成30年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 平成29年度に区が補助金を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、平成29年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、平成29年度の執行に係るもの

### 2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織	所管部
江東区職員互助会	補助金交付		総務部
江東区民まつり中央実行委員会	補助金交付		地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課 江東区文化センター 森下文化センター 古石場文化センター 総合区民センター 江東公会堂	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局 健康センター スポーツ会館 東砂スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
公益社団法人江東区シルバー人材センター	補助金交付		福祉部
特定非営利活動法人こどもの発達療育研究所	指定管理	こども発達センター こども発達扇橋センター	福祉部

社会福祉法人三樹会	指定管理	亀戸第四保育園	こども未来部
株式会社グローバルキッズ	補助金交付	グローバルキッズ深川森下園 グローバルキッズ亀戸園 江東亀戸サテライトグローバルキッズ堅川園	こども未来部
東京港埠頭株式会社	指定管理	江東区立若洲公園	土木部

### 3 監査の実施期日

平成30年10月2日から同年11月26日までのうち20日間

## 第2 監査の方法、着眼点等

### 1 監査の方法

対象団体からは平成29年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、公益社団法人江東区シルバー人材センター、特定非営利活動法人こどもの発達療育研究所、社会福祉法人三樹会、株式会社グローバルキッズ、東京港埠頭株式会社の5団体である。

### 2 主な着眼点

#### (1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

#### (2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

#### (3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行わ

れているか。

イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。

ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。

エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

### 3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

### 第 3 監査対象団体の概要及び監査結果

平成30年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

## 1 江東区職員互助会

### (1) 団体の概要

江東区職員互助会（以下「互助会」という。）は、江東区職員互助会に関する条例（平成3年3月江東区条例第4号）第1条の規定により、区に勤務する常勤職員及びこれに準ずる者として区長が指定する者（以下「会員」という。）の相互の共済及び福利厚生を目的として設置された団体であり、主として次の事業を行っている。

- ① 互助給付に関すること。
- ② 福利施設の運営に関すること。
- ③ 会員の教養、慰安及び保養に関すること。
- ④ カフェテリアプランに関すること。
- ⑤ 厚生資金の貸付に関すること。

なお、平成30年4月1日現在の会員数は、2,961名である。

### (2) 区との関係

区は、互助会に対して、前記(1)④の事業（カフェテリアプラン事業）に必要な経費として、助成金を交付した。

#### ア 根拠法令等

江東区職員互助会に関する条例

#### イ 助成金額

	金 額	摘 要
交付金額	42,199,000円	概算払等
確定金額	41,074,589円	
精算金額	1,124,411円	

#### ウ 助成事業の概要

カフェテリアプラン事業とは、個々の会員があらかじめ指定された福利厚生メニューの中から自分に必要なサービスを自由に選択し、付与されたポイントの範囲内で助成を受けることができる方式の福利厚生制度である。

会員は、年度で利用できる所定のポイントをあらかじめ付与され、1ポイント当たり500円で計算し、助成を受けられるようになっており、福利厚生代行業者の株式会社リロクラブが運営する「福利厚生倶楽部」や、

「JCB KOTOメンバーズカード」等を利用し、福利厚生サービスを受けることができる。

### (3) 財政の状況

互助会は、主として会員会費収入及び区からの交付金収入をもって運営されている。

カフェテリアプラン事業については、一般会計とは別にカフェテリア会計が設けられている。平成29年度カフェテリア会計の収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	66,361,482円	
会費	17,393,232円	4～8月分会費を充当
交付金	41,074,589円	区交付金
前年度繰越金	7,893,661円	
支出	58,957,913円	
ポイント利用補助金	50,106,500円	
委託料	8,837,805円	福利厚生倶楽部会費、ガイドブック購入費（隔年）
事務諸費	13,608円	ポイント代金振込手数料
収支差額	7,403,569円	次年度繰越金

### (4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 2 江東区民まつり中央実行委員会

### (1) 団体の概要

江東区民まつり中央実行委員会（以下「中央実行委員会」という。）は、江東区民まつり開催要綱（平成10年5月28日江地生発第9号）及び江東区民まつり中央実行委員会設置要綱（平成10年5月28日江地生発第10号）に基づき、江東区民まつり中央まつりの企画及び運営並びに地区まつりの企画及び運営を行う各地区実行委員会との連絡調整等に当たるために設置された団体であり、区内各種団体の代表者及び区職員等で組織されている。

### (2) 区との関係

区は、中央実行委員会に対して、江東区民まつりに係る経費として、補助金を交付した。

なお、地区まつりに対する補助金は、中央実行委員会が各地区実行委員会に対し、前記区からの補助金の中から交付している。

#### ア 根拠法令等

江東区民まつり開催要綱及び江東区民まつり補助金交付要綱（平成20年4月1日20江区地第384号）

#### イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	44,695,000円	概算払等
確定金額	44,695,000円	
精算金額	0円	

#### ウ 補助事業の概要

江東区民まつりは、江東区民まつり開催要綱に基づき、人情にあふれる快適なまちづくりの推進を趣旨として開催されているものであり、中央まつりと地区まつりで構成されている。

平成29年度江東区民まつりにおいて、第35回中央まつりは10月28日及び29日の2日間にわたり開催した。

なお、29日は荒天のため、都立木場公園及び豊住ゲートボール場での催しは全面中止となり、江東区文化センターでのイベントのみ実施した。

また、地区まつりは、地域住民の自主的なコミュニティ活動の場として、亀戸地区（開催日：8月19日（土）及び20日（日））、大島地区（同：

9月9日（土）及び10日（日）及び砂町地区（同：10月1日（日））の3地区で、地域住民の参加のもと実施された。

エ その他

区は、中央実行委員会に対して、「江東区民まつり中央まつり2020東京オリンピック開会1,000日前カウントダウンイベント事業運営」（委託金額：7,705,000円）を委託した。

(3) 財政の状況

中央実行委員会は、主として区からの補助金収入をもって運営されている。平成29年度における収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
収入	81,419,013円	
区補助金等	52,400,000円	オリンピックイベント委託料7,705,000円を含む
協賛金等	25,135,900円	企業団体協賛金、出店者負担金等
積立金	3,383,113円	周年記念大会事業積立金
その他	500,000円	東京地域芸術文化助成金
支出	80,929,998円	
中央まつり経費	71,671,998円	
広報費	1,685,448円	
会場費	21,964,516円	会場設備設置委託等
催事費	46,533,302円	イベント実施委託等
運営費	1,488,732円	会議費、事務局費
地区まつり補助金	9,258,000円	各地区実行委員会への交付
亀戸地区	4,070,000円	
大島地区	2,738,000円	
砂町地区	2,450,000円	
収支差額	489,015円	積立金

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

### 3 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

#### (1) 団体の概要

##### ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

##### イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員126名（うち区派遣職員3名）で構成されている（平成30年3月31日現在）。

#### (2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

##### ア 補助金交付

##### (ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

##### (イ) 補助金額

交付対象	平成29年度	平成28年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	878,555,355円	897,952,537円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	127,769,162円	128,129,029円
合計	1,006,324,517円	1,026,081,566円

## イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、平成29年度末の基本財産は、3億5千万円である。

## ウ 指定管理

### (ア) 指定管理対象施設

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター  | ⑨ 江東公会堂    |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター  | ⑪ 芭蕉記念館    |
| ⑤ 亀戸文化センター  | ⑫ 深川江戸資料館  |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター  |            |

### (イ) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

### (ロ) 指定管理料

施設内訳	平成29年度	平成28年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	516,004,376円	525,385,001円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	92,961,742円	86,722,631円
合計	608,966,118円	612,107,632円

### (エ) その他

区は、財団に対して、「KOTOおもてなしコミュニケーション講座運営」（委託金額：743,750円）を委託した。

## (3) 運営状況の概要

### ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。平成29年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

### イ 財政状態

平成29年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	平成29年度	平成28年度	増 減	摘 要
収入	2,377,788,846	2,360,761,860	17,026,986	
基本財産運用収入	251,107	463,753	△ 212,646	
特定資産運用収入	125,064	331,979	△ 206,915	
事業収入	173,462,810	171,107,495	2,355,315	入場料収入、受講料収入、参加費収入等
利用料金収入	491,903,237	461,944,351	29,958,886	施設利用料金収入、器具利用料金収入、観覧料収入等
補助金等収入	1,634,534,385	1,654,494,984	△ 19,960,599	
補助金収入	1,006,324,517	1,026,081,566	△ 19,757,049	区補助金
受託収入	609,709,868	612,107,632	△ 2,397,764	区指定管理料等
助成金等収入	18,500,000	16,305,786	2,194,214	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,783,000	3,512,000	1,271,000	
退職給付引当資産取崩収入	69,991,485	65,025,100	4,966,385	
寄附金収入	88,789	1,286,047	△ 1,197,258	
雑収入	44,029	29,772	14,257	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,604,940	2,566,379	38,561	
支出	2,375,330,925	2,358,156,920	17,174,005	
事業費支出	1,300,944,873	1,266,244,612	34,700,261	
コミュニティ振興事業費支出	58,701,394	59,473,067	△ 771,673	
グループ育成事業費支出	27,109,810	25,605,490	1,504,320	
情報収集・提供事業費支出	27,686,950	29,006,193	△ 1,319,243	
文化芸術振興事業費支出	108,556,132	106,183,427	2,372,705	
併設記念館展示事業費支出	3,447,944	4,864,577	△ 1,416,633	
歴史文化施設事業費支出	29,401,576	31,324,050	△ 1,922,474	
文化センター等事業費支出	743,750	0	743,750	
施設管理事業費支出	1,033,687,582	997,116,617	36,570,965	
利用者支援事業費支出	11,609,735	12,671,191	△ 1,061,456	
法人管理運営費支出	986,656,048	1,004,013,950	△ 17,357,902	
人件費支出	935,125,359	947,852,286	△ 12,726,927	
法人管理事務費支出	48,954,503	54,790,851	△ 5,836,348	
法人運営費支出	2,576,186	1,370,813	1,205,373	
文化振興事業積立預金支出	2,604,940	2,456,380	148,560	
文化振興事業積立預金資産取得支出	3,000	40,109	△ 37,109	
退職給付引当資産支出	85,122,064	85,401,869	△ 279,805	
収支差額	2,457,921	2,604,940	△ 147,019	

別表1-2 財政状態

(単位: 円、%)

	平成29年度 (平成30年3月31日現在) (A)	平成28年度 (平成29年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	288,983,986	267,939,348	21,044,638	7.9
現金	4,936,563	2,993,938	1,942,625	64.9
普通預金	246,607,137	231,088,507	15,518,630	6.7
未収金	23,384,449	20,851,731	2,532,718	12.1
前払金	904,395	438,911	465,484	106.1
立替金	0	4,547	△ 4,547	△100.0
棚卸資産	13,151,442	12,561,714	589,728	4.7
固定資産	883,570,888	870,487,686	13,083,202	1.5
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	533,104,640	520,149,121	12,955,519	2.5
文化振興事業積立預金	20,855,205	23,030,265	△ 2,175,060	△ 9.4
退職給付引当資産	512,249,435	497,118,856	15,130,579	3.0
その他固定資産	466,248	338,565	127,683	37.7
什器備品	466,248	338,565	127,683	37.7
資産合計	1,172,554,874	1,138,427,034	34,127,840	3.0
負債の部				
流動負債	311,543,307	289,744,450	21,798,857	7.5
未払金	219,930,336	212,203,085	7,727,251	3.6
前受金	21,580,500	16,495,700	5,084,800	30.8
預り金	31,863,787	24,073,909	7,789,878	32.4
賞与引当金	38,168,684	36,971,756	1,196,928	3.2
固定負債	808,210,307	771,678,076	36,532,231	4.7
退職給付引当金	808,210,307	771,678,076	36,532,231	4.7
負債合計	1,119,753,614	1,061,422,526	58,331,088	5.5
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 247,198,740	△ 222,995,492	△ 24,203,248	△10.9
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0	0.0
(うち特定資産への充当額)	(20,855,205)	(23,030,265)	(△2,175,060)	△ 9.4
正味財産合計	52,801,260	77,004,508	△ 24,203,248	△ 31.4
負債及び正味財産合計	1,172,554,874	1,138,427,034	34,127,840	3.0

## 4 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

### (1) 団体の概要

#### ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

#### イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員64名（うち区派遣職員4名）で構成されている（平成30年3月31日現在）。

### (2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 補助金交付

##### (7) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

##### (イ) 補助金額

交付対象	平成29年度	平成28年度
健康センター	33,140,509円	32,035,371円
スポーツ施設	660,348,847円	658,583,291円
法人管理費	84,165,657円	84,649,244円
合 計	777,655,013円	775,267,906円

※補助金額には介護予防事業に係る区からの委託料 3,044,583 円を含む。

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、平成29年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	平成29年度	平成28年度
健康センター	63,593,533円	56,437,070円
スポーツ施設	557,041,973円	541,860,258円
スポーツネット管理業務	28,969,260円	30,576,794円
合 計	649,604,766円	628,874,122円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。平成29年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

平成29年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果

- 的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
- また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	平成29年度	平成28年度	増 減	摘 要
収入	2,062,731,006	2,035,512,524	27,218,482	
基本財産運用収入	112,488	112,408	80	
事業収入	603,127,079	615,192,432	△ 12,065,353	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,427,259,779	1,404,142,028	23,117,751	
補助金収入	777,655,013	775,267,906	2,387,107	区補助金等
受託事業収入	649,604,766	628,874,122	20,730,644	区指定管理料
健康スポーツ事業積立預金取崩収入	292,000	383,000	△ 91,000	
退職給付引当預金取崩収入	31,876,100	15,301,870	16,574,230	
雑収入	63,560	380,786	△ 317,226	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,062,731,006	2,035,512,524	27,218,482	
事業費支出	1,942,540,561	1,931,661,896	10,878,665	
人件費	249,074,320	255,795,227	△ 6,720,907	
健康増進事業ほか5事業費	619,683,227	622,570,304	△ 2,887,077	
健康センター管理事業費	66,254,626	59,094,052	7,160,574	
スポーツ施設管理事業費	978,559,128	963,625,519	14,933,609	
スポーツネット管理事業費	28,969,260	30,576,794	△ 1,607,534	
管理費支出	99,949,334	86,152,524	13,796,810	
管理費	98,297,190	84,367,559	13,929,631	
運営費	1,652,144	1,784,965	△ 132,821	
健康スポーツ事業積立預金支出	1,390	1,428	△ 38	
退職給付引当預金支出	20,239,721	17,696,676	2,543,045	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	平成29年度 (平成30年3月31日現在) (A)	平成28年度 (平成29年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	321,309,826	349,333,838	△ 28,024,012	△ 8.0
現金	5,397,520	3,069,255	2,328,265	75.9
普通預金	304,116,447	334,395,686	△ 30,279,239	△ 9.1
立替金	1,004,169	790,250	213,919	27.1
未収金	10,645,834	11,156,839	△ 511,005	△ 4.6
商品	278,856	29,808	249,048	835.5
貸倒引当金	△ 133,000	△ 108,000	△ 25,000	△ 23.1
固定資産	589,809,526	642,996,064	△ 53,186,538	△ 8.3
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	91,379,874	103,306,863	△ 11,926,989	△ 11.5
退職給付引当資産	77,766,337	89,402,716	△ 11,636,379	△ 13.0
健康スポーツ事業積立 資産	13,613,537	13,904,147	△ 290,610	△ 2.1
其他固定資産	198,429,652	239,689,201	△ 41,259,549	△ 17.2
資産合計	911,119,352	992,329,902	△ 81,210,550	△ 8.2
負債の部				
流動負債	408,472,871	440,701,722	△ 32,228,851	△ 7.3
未払金	311,032,989	342,158,908	△ 31,125,919	△ 9.1
預り金	9,863,461	7,036,902	2,826,559	40.2
賞与引当金	15,363,002	13,974,238	1,388,764	9.9
短期リース債務	72,213,419	77,531,674	△ 5,318,255	△ 6.9
固定負債	395,313,736	427,400,430	△ 32,086,694	△ 7.5
退職給付引当金	267,244,080	263,318,725	3,925,355	1.5
長期リース債務	128,069,656	164,081,705	△ 36,012,049	△ 21.9
負債合計	803,786,607	868,102,152	△ 64,315,545	△ 7.4
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 192,667,255	△ 175,772,250	△ 16,895,005	△ 9.6
(うち特定資産への充当額)	(13,613,537)	(13,904,147)	(△ 290,610)	△ 2.1
正味財産合計	107,332,745	124,227,750	△ 16,895,005	△ 13.6
負債及び正味財産合計	911,119,352	992,329,902	△ 81,210,550	△ 8.2

## 5 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

### (1) 団体の概要

#### ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

#### イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員89名（うち区派遣職員4名）で構成されている（平成30年4月1日現在）。

### (2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業及び地域福祉コーディネーター事業に必要な経費として、補助金を交付した。

#### ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

#### イ 補助金額

交付対象	平成29年度	平成28年度
社会福祉協議会事業費助成事業	149,096,988円	145,079,274円
管理運営事業及び施設運営事業	124,507,221円	120,965,192円
応急小口福祉資金貸付事業	1,756,061円	1,569,304円
ホームヘルプサービス事業	4,617,514円	4,371,372円
福祉機器リサイクル事業	503,806円	538,066円
法人後見等事業	9,618,228円	9,356,368円

地域福祉コーディネーター事業	8,094,158円	8,278,972円
ボランティアセンター運営費助成事業	36,690,856円	34,756,542円
ボランティア活動推進事業	36,690,856円	34,756,542円
合 計	185,787,844円	179,835,816円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、給与振込手数料、租税公課、光熱水費及びパソコンリース料である。

### (3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。平成29年度における資金収支決算は、次のとおりである。なお、平成27年4月から社会福祉法人会計基準を適用している。

#### ア 地域福祉推進事業

	平成29年度	平成28年度
収 入 (1)	527,132,231円	430,930,254円
支 出 (2)	527,728,592円	429,915,981円
前期末支払資金残高(3)	34,961,648円	33,947,375円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,365,287円	34,961,648円

#### イ 歳末たすけあい事業

	平成29年度	平成28年度
収 入 (1)	2,457,480円	2,534,841円
支 出 (2)	2,457,480円	2,534,841円
前期末支払資金残高(3)	0円	0円
収支差額(1)-(2)+(3)	0円	0円

#### ウ 応急小口福祉資金貸付事業

	平成29年度	平成28年度
収 入 (1)	5,181,561円	5,530,263円
支 出 (2)	5,347,061円	4,411,304円
前期末支払資金残高(3)	30,923,887円	29,804,928円
収支差額(1)-(2)+(3)	30,758,387円	30,923,887円

#### エ 障害者福祉センター事業

	平成29年度	平成28年度
収 入 (1)	371,076,308円	364,837,285円
支 出 (2)	371,052,937円	364,774,123円
前期末支払資金残高(3)	1,042,304円	979,142円

収支差額(1)-(2)+(3)	1,065,675円	1,042,304円
-----------------	------------	------------

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 6 公益社団法人江東区シルバー人材センター

### (1) 団体の概要

#### ア 概要

公益社団法人江東区シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、昭和54年に任意団体「江東区高齢者事業団」として設立された団体である。その後、昭和55年の法人認可を経て、平成23年4月、公益社団法人に移行した。

センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項の指定を受け、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供等を行っている。

センターの仕組みは、次のとおりである。

センターは、企業、家庭、公共団体等の発注者と請負契約又は委任契約を締結する。その契約を受けて、センターは会員に仕事を提供し、会員は引き受けた仕事を完成又は遂行し、実績に応じて報酬を「配分金」として受け取る。なお、会員は、年度会費として2,000円をセンターに支払わなければならない。

#### イ 組織

センターは、役員17名（会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事12名、監事2名）及び職員18名（うち区派遣職員3名）で構成され、会員総数は、2,663名であった（平成30年3月31日現在）。

### (2) 区との関係

区は、センターに対して、管理運営費（人件費等）につき補助金を交付した。

#### ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）及び公益社団法人江東区シルバー人材センター管理運営費補助金事務処理要領

(平成24年4月1日24江福高第1号)

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	59,835,000円	概算払等
確定金額	59,835,000円	
精算金額	0円	

(3) 監査対象事項に係る財政状況

センターは、主として区及び国庫からの補助金収入のほか、事業収入及び会費収入をもって運営されている。平成29年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	59,835,000円	
区補助金	59,835,000円	
支出	59,835,000円	
事業費	47,935,000円	職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、退職給付費用、賃借料等
管理費	11,900,000円	職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、退職給付費用
収支差額	0円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 7 特定非営利活動法人こどもの発達療育研究所

### (1) 団体の概要

特定非営利活動法人こどもの発達療育研究所（以下「法人」という。）は、平成12年10月に特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された団体であり、主として次の事業を行っている。

- ① こどもや保護者などの療育・相談事業
- ② 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び相談支援事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく特定相談支援事業
- ④ 発達支援のための受託事業及び指導者研修事業

法人の前身は、長瀬総合療育研究所（昭和59年7月設立）であり、区の委託を受け、平成3年4月から江東区教育センターで「こどもの発達相談と指導の会」を、同5年4月からは、江東区こども発達センターで通園事業及び相談事業を実施してきた。

### (2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 監査対象施設

こども発達センター（こども発達扇橋センターを含む。）

#### イ 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

#### ウ 指定管理料

施設内訳	平成29年度	平成28年度
こども発達センター	117,818,649円	114,298,945円
こども発達扇橋センター	151,912,630円	155,985,733円
合 計	269,731,279円	270,284,678円

#### エ 指定管理業務

江東区こども発達センター条例（平成5年3月江東区条例第18号）第6条第2項の規定による業務

- ① 児童福祉法に規定する事業（児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援）の実施

- ② 障害者総合支援法に規定する特定相談支援事業の実施
- ③ 障害児の発達に関する相談事業
- ④ こども発達センターの施設の利用に関すること
- ⑤ 施設及び設備の維持管理に関すること

(3) 監査の対象事項及び対象施設に係る財政の状況

こども発達センターは、指定管理料と給付費及び利用者負担金収入により運営されている。平成29年度における指定管理料に係る収支決算は、次のとおりである。

ア こども発達センター

項 目	決 算 額	摘 要
収入	202,666,663円	
受託事業収入	117,818,649円	区指定管理料
給付費収入	84,848,014円	
支出	202,666,663円	
人件費	189,269,880円	給与、報酬等
事務費	10,705,282円	
事務委託料	2,127,000円	法人本部経費
その他事務費	8,578,282円	業務委託費、通信費、消耗品費等
事業費	2,691,501円	教材等経費、健康相談医報酬、行事費等
第三者評価費	0円	
収支差額	0円	

イ こども発達扇橋センター

項 目	決 算 額	摘 要
収入	234,075,674円	
受託事業収入	151,912,630円	区指定管理料
給付費収入	82,163,044円	
支出	234,075,674円	
人件費	172,695,444円	給与、報酬等
事務費	58,584,084円	
事務委託料	2,004,000円	法人本部経費

	その他事務費	56,580,084円	業務委託費、水道光熱費、消耗品費等
	事業費	2,796,146円	教材等経費、健康相談医報酬、行事費等
	第三者評価費	0円	
	収支差額	0円	

#### (4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 8 社会福祉法人三樹会

### (1) 団体の概要

社会福祉法人三樹会（以下「法人」という。）は、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、平成17年3月に設立された団体であり、社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち、次の事業を行っている。

- ① 保育所の経営
- ② 放課後児童健全育成事業の経営
- ③ 一時預かり事業
- ④ 地域子育て支援拠点事業
- ⑤ 小規模保育事業

### (2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 監査対象施設

亀戸第四保育園

#### イ 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

#### ウ 指定管理料

施設名	平成29年度	平成28年度
亀戸第四保育園	205,231,088円	221,765,519円

#### エ 指定管理業務

江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）第9条第2項の規定による業務

- ① 保育事業（11時間開所保育・延長保育・産休明け保育・障害児保育・緊急一時保育）の実施
- ② 施設及び設備の維持管理に関すること

### (3) 監査対象施設に係る財政状況

亀戸第四保育園は、主として指定管理料により運営されている。平成29年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
事業活動による収支(1)	25,401,346円	
収入	206,128,771円	
保育事業収入	206,089,238円	区指定管理料、延長保育収入等
経常経費寄附金収入	5,000円	
その他の収入	34,533円	受取利息配当金収入等
支出	180,727,425円	
人件費支出	142,560,595円	
事業費支出	22,094,654円	
事務費支出	16,072,176円	
施設整備等による収支(2)	0円	
収入	0円	
支出	0円	
その他活動による収支(3)	△43,988,200円	
収入	0円	
支出	43,988,200円	拠点区分間繰入金支出、保育所施設・設備整備積立資産支出等
前期末支払資金残高(4)	52,248,844円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	33,661,990円	

#### (4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 9 株式会社グローバルキッズ

### (1) 団体の概要

株式会社グローバルキッズ（以下「会社」という。）は、平成18年5月に設立され、主として次の事業を行っている。

- ① 保育施設の運営
- ② 開園希望者へのコンサルティング実施
- ③ 上記に付帯する一切の事業

### (2) 区との関係

会社は、区内において認可保育所（グローバルキッズ深川森下園（本園・分園）、亀戸園、江東亀戸サテライトグローバルキッズ堅川園（本園・分園）、豊洲五丁目保育園、住吉園、西大島園）及び認証保育所（清澄白河園、常盤園、森下園、白河一丁目園）を運営している。

区は会社に対し、保育士等のキャリアアップ（処遇改善）に向けた取組、保育サービスの向上を図ることを目的とした保育サービス事業の運営、保育従事職員の宿舍借り上げ支援、帰宅困難者対策事業のほか、新規開設園の施設整備等に係る費用として補助金を交付した。

今回は上記のうち施設整備等を除き、補助金額が1千万円を超える3施設を抽出し監査を実施した。

#### ア 根拠法令等

- ① 江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日 27 江こ保第 2365 号。以下「キャリアアップ補助要綱」という。）
- ② 江東区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日 27 江こ保第 2742 号。以下「保育サービス推進事業補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日 28 江こ保第 1834 号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）

イ 監査対象施設に係る補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
グローバルキッズ深川森下園	10,607,000円	キャリアアップ補助要綱
	4,614,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	2,154,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
計	17,375,000円	
グローバルキッズ亀戸園	10,819,000円	キャリアアップ補助要綱
	4,021,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	4,945,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
計	19,785,000円	
江東亀戸サテライトグローバルキッズ竪川園	15,634,000円	キャリアアップ補助要綱
	3,570,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	6,001,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
計	25,205,000円	

ウ 補助事業の概要

保育士等の処遇改善に向けた賃金改善、当該職員が働きやすい環境整備、保育サービス推進事業のうち零歳児保育、障害児保育、分園設置、アレルギー児対応及び外国人児童受入れ等を行っている。

(3) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 10 東京港埠頭株式会社

### (1) 団体の概要

東京港埠頭株式会社（以下「会社」という。）は、資本金168億5,500万円、役員7名、従業員179名（平成30年3月31日現在）の株式会社であり、客船ターミナル、海上公園等の指定管理者関連事業のほか、外貿埠頭事業、内貿埠頭事業、建設発生土有効利用事業及び環境保全事業を行っている。

平成19年10月に設立され、同20年4月には財団法人東京港埠頭公社の解散に伴いその業務を引き継ぎ、同21年1月には株式会社東京臨海ホールディングスに経営統合されている。

### (2) 区との関係

区は、会社を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。監査対象施設の江東区立若洲公園は、北半分を直営（会社に委託）、南半分を指定管理者制度により管理してきたが、平成28年度から全域が指定管理の対象となった。

#### ア 監査対象施設

江東区立若洲公園

#### イ 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

#### ウ 指定管理料

施設名	平成29年度	平成28年度
江東区立若洲公園	129,767,400円	129,767,400円

#### エ 指定管理業務

江東区立都市公園条例（昭和52年6月江東区条例第13号）第25条第2項の規定による業務

- ① 若洲公園の使用許可に関すること
- ② 有料施設の使用、制限行為の許可に係る利用料金の徴収に関すること
- ③ 公園施設の維持保全に関すること

### (3) 監査の対象事項及び対象施設に係る財政の状況

江東区立若洲公園は、指定管理料のほか、駐車場及びキャンプ場利用料

金収入等により運営されている。平成29年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	196,768,610円	
委託料収入	129,767,400円	区指定管理料
利用料金収入	67,001,210円	
支出	202,333,779円	
人件費	62,906,265円	
事業費	108,225,679円	
光熱水費	8,240,544円	
消耗品費等	3,997,145円	消耗品費、印刷製本費等
役務費等	2,549,487円	保険料、通信運搬費、賃借料等
委託費	57,622,315円	維持管理経費
修繕費	34,452,222円	
その他経費	1,363,966円	旅費交通費、諸謝金、負担金等
間接費	16,626,396円	本社総務部経費等
消費税	14,575,439円	
収支差額	△5,565,169円	税引前当期純利益

#### (4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。